

市役所で無料の

税務相談を開催しています。

すべて
予約制

関東信越税理士会古河支部では、地域の方を対象とした無料の税務相談を下記の通り開催しています。相続税や贈与税、新規創業の税について、その他の税に関するお悩みの相談に応じますので、お気軽にご相談下さい。ご希望の方は、事前予約となりますので、開催日の5日前までに電話にて予約をお願いします。

開催日	毎月第3木曜日（但し、2月・3月を除く）
相談時間	13時30分～16時30分（1人様1時間を限度）
会場	坂東市役所 2階 市民相談室
受付窓口	関東信越税理士会古河支部 税務支援対策部長 柳田まで ☎0297-44-8585（土日祝日を除く）

なお庁舎訪問時の問い合わせは秘書広聴課へ。0297-35-2121（内線1305）

この他、関東信越税理士会古河支部では、次の開催もしております。

< 税理士記念日などの各会員事務所の確定申告期間中の無料税務相談 >

開催日	毎年2月23日（日曜日の時は翌日）
相談時間	9時30分～正午、13時30分～16時
対象者	年金受給者の方、給与所得者で医療費控除を受ける方 年の途中で就職・退職し年末調整の済んでいない方 相続税等の税制改正の内容の確認や、簡易な相談のある方
受付方法	お近くの税理士事務所へ事前に直接電話のうえ予約ください。一定の収入の超える方などは、低額な料金が発生する場合がありますので税理士にお確かめください。

にせ税理士にご注意ください！

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。^(注)

ところが、毎年、税理士でない“無資格者”によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方々被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ（税理士会員章）」を着けています。

また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に登載されています。税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp/>】をご活用ください。

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会とは一切関係がありませんので、ご注意ください。



「税理士会員章」

(注) 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。